

ハートフル税制「障がい者多数雇用中小法人」

平成22年4月に創設した「ハートフル税制」のうち、障がい者多数雇用中小法人に対する法人事業税の軽減についてご紹介します。

(1) 対象法人と法人事業税の軽減内容

事業年度の開始時期により適用が異なりますのでご注意ください。

■要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。）

～令和3年2月28日までに開始する各事業年度～

雇用する労働者の数が常時100人以下である法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所又は事業所における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超えるもの

- ・平均雇用労働者数が45.5人未満の法人 2人
- ・平均雇用労働者数が45.5人以上91人未満の法人 3人
- ・平均雇用労働者数が91人以上100人以下の法人 4人

なお、事業年度が1年に満たない法人及び事業年度の中途に府内において事務所又は事業所を設けて事業を開始した法人については、月数で按分して上記の数を超えることが必要です。

～令和3年3月1日以降に開始する各事業年度～

雇用する労働者の数が常時100人以下である法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所又は事業所における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超えるもの

- ・平均雇用労働者数が43.5人未満の法人 2人
- ・平均雇用労働者数が43.5人以上87人未満の法人 3人
- ・平均雇用労働者数が87人以上100人以下の法人 4人

なお、事業年度が1年に満たない法人及び事業年度の中途に府内において事務所又は事業所を設けて事業を開始した法人については、月数で按分して上記の数を超えることが必要です。

(注1) 法人とは・・・

地方税法第72条の2第4項に規定する「人格のない社団等」及び同条第5項に規定する「みなし課税法人」を含み、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する特殊法人を除きます。

「常用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲」については、7頁をご覧ください。

(注2) 労働者とは・・・

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する常用労働者（週所定労働時間20時間未満の労働者は常用労働者には含まれません。）をいいます。

(注3) 常時100人以下とは・・・

事業年度を通じて100人以下であることが必要です。また、労働者数の算定にあたって、障害者の雇用の促進等に関する法律附則第3条第2項に規定する除外率は適用されません。

なお、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満の労働者）を含めて100人以下であることが必要です。

なお、短時間労働者は、1人の雇用をもって0.5人として計算します。

(注4) 雇用する障がい者数とは・・・

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定の例による雇用障がい者数をいいます。

【法律の規定の例による雇用障がい者数の算定の方法】

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者 1人の雇用をもって1人カウント

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者

1人の雇用をもって0.5人カウント

重度身体障がい者又は重度知的障がい者である労働者 1人の雇用をもって2人カウント

重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者 1人の雇用をもって1人カウント

ただし平成30年4月1日以降は、精神障がい者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方 かつ、

令和5年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

1人の雇用をもって1人カウント

(注5) 平均雇用労働者数とは・・・

法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。なお、労働者数の算定にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律附則第3条第2項に規定する除外率は適用されません。

(注6) 平均雇用障がい者数とは・・・

府内の事業所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。

なお、次に該当する事業年度については、法人事業税の軽減税率は適用されません。

- ①事業年度終了の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている事業年度
- ②府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んだ事業年度
- ③申告期限前3年の間に、法人事業税の決定処分、法人税の重加算税・法人事業税の重加算金の決定処分等一定の事実がある場合には、その申告期限に係る事業年度
- ④事業年度終了の日現在におけるその発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が資本金の額又は出資金の額が1億円を超える一の法人により所有され、又は出資されている場合は、その事業年度
- ⑤障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定の適用を受ける親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、特定事業主又は特定組合等に該当する場合は、その事業年度

■法人事業税の軽減内容

軽減内容：現行税率の9／10を軽減した税率を適用。ただし、次の表の右欄の金額を軽減額の上限とします。

～令和3年2月28日までに開始する各事業年度～

平均雇用労働者数	平均雇用障がい者数	金額
45. 5人未満の法人	2人を超え3人以下のもの	252,000円
	3人を超え4人以下のもの	504,000円
	4人を超え5人以下のもの	756,000円
	5人を超えるもの	1,008,000円
45. 5人以上91人未満の法人	3人を超え4人以下のもの	252,000円
	4人を超え5人以下のもの	504,000円
	5人を超えるもの	756,000円
91人以上100人以下の法人	4人を超え5人以下のもの	252,000円
	5人を超えるもの	504,000円

～令和3年3月1日以降に開始する各事業年度～

平均雇用労働者数	平均雇用障がい者数	金額
43. 5人未満の法人	2人を超え3人以下のもの	252,000円
	3人を超え4人以下のもの	504,000円
	4人を超え5人以下のもの	756,000円
	5人を超えるもの	1,008,000円
43. 5人以上87人未満の法人	3人を超え4人以下のもの	252,000円
	4人を超え5人以下のもの	504,000円
	5人を超えるもの	756,000円
87人以上100人以下の法人	4人を超え5人以下のもの	252,000円
	5人を超えるもの	504,000円

なお、事業年度が1年に満たない法人及び事業年度の中途に府内で事務所又は事業所を設けて事業を開始した法人については、「平均雇用障がい者数」及び「金額」は、月数按分になります。

■法人事業税の適用年度

平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度

(2) 法人事業税の軽減手続

■適用手続等

次の<事前確認手続>と<軽減税率の適用手続>の両方の手続を行ってください。

<事前確認手続>

○手続の提出期限を経過すると、軽減税率の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

○法人事業税の軽減を受けようとする申告に係る事業年度毎に、事前確認を受けていただく必要があります。申請内容を審査し、後日、確認結果を通知します。

提出期限	確定又は中間（予定申告を除く。）申告のそれぞれの申告期限前30日まで	
提出先	大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ（※11頁参照）	
提出方法	<p>○雇用状況などを説明していただく場合がありますので、申請書類は、できるだけ申請窓口まで持参してください。</p> <p>※やむを得ず申請書類を送付される場合には、「郵便物（第1種郵便物）」又は「信書郵便物」としてごさい。この場合、通信日付印により表示された日を提出日として取り扱いますが、お早めに手続をお願いいたします。</p> <p>（郵便物（第1種郵便物）」又は「信書郵便物」以外で送付のあった場合は、到達日が提出日となりますので、ご注意ください。）</p>	
必要書類	申請書	障害者多数雇用中小法人確認申請書及び別紙（様式の入手方法は5頁）
	添付書類	<p>①障害者雇用状況等報告書（様式の入手方法は5頁）</p> <p>②定款の写し</p> <p>③登記事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>※事業年度終了（中間申告にあっては計算期間終了）後に交付された原本</p> <p>④常用労働者43.5人以上の法人にあっては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し</p> <p>⑤調整金・報奨金を受給している法人にあっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した「障害者雇用状況等報告書」の写し</p> <p>⑥各事業年度に属する月別の法人の雇用保険被保険者数が確認できる書面（雇用保険適用事業所情報提供請求書により公共職業安定所から交付を受けた書面…事業所台帳異動状況照会）</p> <p>※ 申請書の作成及び書類の収集にあたっては、厚生労働省の作成した「プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認ガイドライン」に沿って、障がい者の方のプライバシーの保護に十分なご配慮をお願いします。詳しくは5頁「個人情報の保護」をご参照ください。</p>
備考	○雇用状況の確認等のため、別途資料の提出依頼や内容照会をさせていただく場合があります。	

<軽減税率の適用手続>

○<事前確認手続>を行った後、次のとおり府税事務所に提出してください。

○各手続の提出期限を経過すると、軽減税率の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

提出期限	確定又は中間申告期限まで	
提出先	府税事務所	
必要書類	申告書	法人事業税の確定又は中間申告書
	添付書類	<p>①確認結果通知書の写し ②風俗営業等を営む法人でない旨の申立書（様式の入手方法は5頁）</p> <p>③貸借対照表</p> <p>④障害者多数雇用中小法人に係る法人事業税不均一課税計算書（様式の入手方法は5頁）</p>

(3) 雇用状況の確認

(2)の「確認申請書」や「障害者雇用状況等報告書」に記載された内容を確認するため、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提出や、大阪府の職員が事業所を訪問し、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提示をお願いすることがあります。

このため、各事業主におかれましては、「労働者名簿」「賃金台帳」「出勤簿又はタイムカード」「労働条件通知書又は雇用契約書」「雇用する労働者が身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者に該当することを証する書類（身体障害者手帳又は医師の診断書、療育手帳又は知的障害者判定機関が交付した判定書、精神障害者保健福祉手帳 等）」を5年間保管しておいてください。

(4) 申請書等の様式の入手方法

○「事前確認の申請書」「障害者雇用状況等報告書」及び「風俗営業等を営む法人でない旨の申立書」は次のホームページからダウンロードしていただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/yousiki.html

また、11頁の確認申請窓口でもお渡ししています。

※ハートフル税制は、「特定特例子会社」「重度障がい者多数雇用法法人」「障がい者多数雇用中小法人」に対し、法人事業税の軽減税率を適用する税制です。詳しくは、ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/index.html

をご覧ください。

個人情報の保護

障害者雇用状況等報告書の作成をはじめ、申請書の作成及び書類の収集にあたっては、個人情報保護の観点から、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>) に準じて、以下の取扱いをしてください。

- (1) ハートフル税制の適用を受けるために、障害者手帳等の所持や障がいの状況等を把握・確認すること、その個人情報を大阪府に提供する場合には、ハートフル税制の適用を受けるために用いること等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。
- (2) ハートフル税制の適用を受ける目的以外の目的（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況の報告や障害者の雇用の促進等に関する法律附則第4条に規定する報奨金の申請など）で取得した個人情報を、ハートフル税制の適用を受けるために用いる等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。
- (3) (1) または (2) の同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。
 - ①ハートフル税制の適用を受けるために保管、必要があれば大阪府に提出するという利用目的
 - ②ハートフル税制の適用を受けるために必要な個人情報の内容
 - ③取得した個人情報は、原則として毎年度利用するものであること
 - ④ハートフル税制の適用にあたり大阪府から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること

- ⑤利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
 - ⑥障害者手帳等を返却した場合、または障害等級の変更があった場合は、その旨申し出てほしいこと
 - ⑦障がい者本人に対する公的支援策や企業による支援策
- (4) (1) または (2) の同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- (5) (1) または (2) の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、併せて同意を得るようなことはしないでください。あくまで別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

〈把握・確認にあたっての留意事項〉

個人情報の把握・確認にあたって、どのような場合であっても行ってはならない事項は、次のとおりです。

- 利用目的の達成に必要な情報以外の情報の取得を行うこと。
- 労働者本人の意思に反して、障がい者である旨の申告又は手帳の取得を強要すること。
- 障がい者である旨の申告又は手帳の取得を拒んだことにより、解雇その他の不利益な取り扱いをすること。
- 正当な理由なく、特定の個人を名指しして情報収集の対象とすること。
- 産業医等医療関係者や企業において、健康情報を取り扱う者は、労働者の障がいに関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに、情報の提供を行うこと。

ハートフル税制（障がい者多数雇用中小法人）チェックリスト

【チェック項目】のすべての項目に該当した場合、所定の手続きを行うことにより、該当の軽減税率の適用を受けることができます。（※ただし、詳細な要件により適用ができない場合もあります。）

チェック欄	項 目
<input type="checkbox"/>	① 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表2に定める特殊法人ではないこと。
<input type="checkbox"/>	② 雇用する労働者の数が常に100人以下の法人であること
<input type="checkbox"/>	③ 府内の事務所又は事業所における各事業年度に属する平均雇用障がい者数（各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を 超えるもの 【令和3年2月28日までに開始する各事業年度】 ・平均雇用労働者数が 45.5人未満 2人 ・平均雇用労働者数が 45.5人以上 91人未満 3人 ・平均雇用労働者数が 91人以上100人以下 4人 【令和3年3月1日以降に開始する各事業年度】 ・平均雇用労働者数が 43.5人未満 2人 ・平均雇用労働者数が 43.5人以上 87人未満 3人 ・平均雇用労働者数が 87人以上100人以下 4人
<input type="checkbox"/>	④ 事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である。
<input type="checkbox"/>	⑤ 申請する事業年度中に府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んでいない。
<input type="checkbox"/>	⑥ 申告期限前3年の間に法人事業税の決定処分、法人税の重加算税の決定処分等を受けていない。
<input type="checkbox"/>	⑦ 事業年度末の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が資本金の額又は出資金の額が1億円を超える一の法人により所有され、又は出資されていない。
<input type="checkbox"/>	⑧ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの雇用率の算定の特例を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	⑨ 申請する事業年度に他の「ハートフル税制の適用」を受けていない。
<input type="checkbox"/>	⑩ 申請する事業年度に「特区税制の適用」を受けていない。

常用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲

○常用労働者の範囲

「常用労働者」とは、次のように1年を超えて継続して雇用される労働者をいいます。

(イ) 雇用期間の定めのない労働者

(ロ) 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上（イ）と同一状態にあると認められる方

(ハ) 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上（イ）と同様の状態にあると認められる方

□「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱を行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

□「休業中」の労働者（育児休業中を含む。）は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用労働者に含まれます。

□外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。

□生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

□いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。

○対象となる障がい者の範囲

「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は医師の診断書（指定医又は産業医の診断書に限る。）により障がいの程度が1級から6級に該当する方及び7級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

「重度身体障がい者」とは、身体障害者手帳又は医師の診断書（指定医又は産業医の診断書に限る。）により障がいの程度が1級又は2級に該当する方及び3級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

「知的障がい者」とは、知的障がい者判定機関（児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医及び障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センター）により「知的障がい者」と判定された方をいいます。

「重度知的障がい者」とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する方です。

・療育手帳で程度が「A」とされている方

・知的障がい者判定機関（障害者職業センターを除く）によって療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている方又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方

「精神障がい者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている方をいいます。

■ ハートフル税制を適用した場合の法人事業税の税率

区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)					
			R1. 10. 1 以後に開始する事業年度			H26. 10. 1 から R1. 9. 30 までの間に開始する事業年度		
			超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率 (注3)	超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率 (注3)
① 所得を課税の基礎とするもの (②以外のもの)	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	年 400 万円以下の所得	0. 375	0. 35	3. 5	0. 365	0. 34	3. 4
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	0. 5665	0. 53	5. 3	0. 5465	0. 51	5. 1
		年 800 万円を超える所得	0. 748	0. 7	7	0. 718	0. 67	6. 7
	特別法人 (注1)	年 400 万円以下の所得	0. 375	0. 35	3. 5	0. 365	0. 34	3. 4
		年 400 万円を超える所得	0. 523	0. 49	4. 9	0. 493	0. 46	4. 6
		軽減税率不適用法人 (※)						
② 収入金額を課税の基礎とするもの (注2)	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入金額	0. 1065	0. 1	1	0. 0965	0. 09	0. 9

(注1) 特別法人とは、地方税法第72条の24の7第6項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分:0.5895% (標準税率5.5%) / 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分:0.6095% (標準税率5.7%)

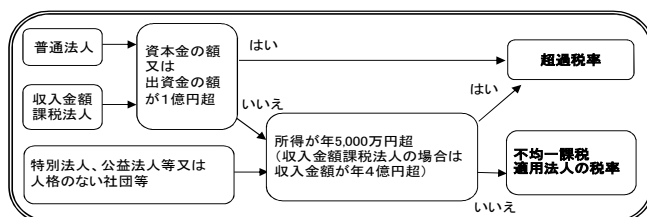
(注2) 電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人 (以下、「小売・発電事業法人」といいます。) の令和2年4月1日以後に開始する事業年度については、次の税率表を用いて計算します。

法人の種類	所得等の区分	税率 (%)		
		超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率 (注3)
小売・発電事業法人	収入割	0. 08025	0. 075	0. 75
	所得割	0. 19425	0. 185	1. 85

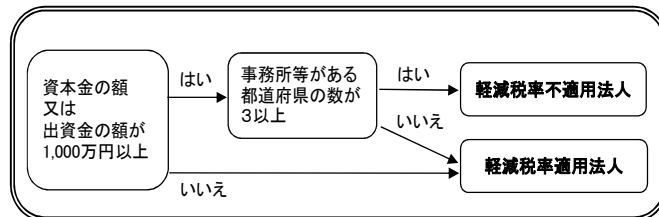
(注3) 法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

《税率判定の参考》

1 超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定



2 「軽減税率不適用法人 (※)」に該当するかどうかの判定



○小売・発電事業法人に係る超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定については、収入金額が年4億円超又は4億円以下であるかどうかにより判定します。

○特定特例子会社及び重度障がい者多数雇用法人に対する上記の税率は、認定日 (特定特例子会社の場合) 又は要件を初めて満たした日 (重度障がい者多数雇用法人) の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度に適用されます。

障がい者多数雇用中小法人に対する上記の税率は、令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

○障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減については、上限額がありますので、ご注意ください。

○特区税制の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間 (※) ハートフル税制は適用できません。

(※) 事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで。

○資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日 (中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日) 現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

○所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額 (2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額) (申告書第6号様式の「27欄」に記載すべき額若しくは「37欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式 (その2) の「27欄」に記載すべき額、「37欄」に記載すべき額若しくは「45欄」に記載すべき額 (当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)) によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式 [5,000万円 (又は4億円) ×事業年度の月数 ÷ 12月] により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

○軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日 (中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日) の現況により判定します。

■ ハートフル税制を適用した場合の特別法人事業税の計算方法

税 額＝ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率（注）

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額は、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

（注）令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の税率は、所得を課税の基礎とする法人のうち特別法人以外の法人が37%、特別法人は34.5%、収入金額を課税の基礎とする法人は30%（※小売・発電事業法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度については、基準法人収入割額に対して40%の税率が適用されます。）となります。

（注意）特別法人事業税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

特別法人事業税については令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

■ ハートフル税制を適用した場合の地方法人特別税の計算方法

税 額＝ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率（注）

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額は、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

（注）平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分の税率は、43.2%となります。

（注意）地方法人特別税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

地方法人特別税については令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されます。

FAQ(よくある質問・予想される質問)

Q1 NPO法人や社会福祉法人も対象になりますか。

A1 NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人も対象になります。

Q2 平均雇用労働者数は、どのように算出するのですか。

A2 法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者の数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます（小数点第3位以下切り捨て）。

（例）

4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	合計数	平均雇用 労働者数
80	80	81	85	85	85	85	85	85	85.5	85.5	85.5	1007.5	83.95

Q3 雇用障がい者数は、どのように算出するのですか。

A3 府内事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数をいいます。なお、雇用障がい者数の算定にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定の例によります。

（例）

	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	合計 数
重度身体障がい者の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
重度以外の知的障がい者の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
精神障がい者（短時間労働者）の数										0.5	0.5	0.5	1.5
雇用障がい者数の合計数													37.5

※重度身体障がい者は、1人の雇用をもって2人カウント 短時間労働者は、1人の雇用をもって0.5人カウント
ただし精神障がい者の短時間労働者は、2頁記載の算定特例あり

Q 4 平均雇用障がい者数は、どのように算出するのですか。

A 4 府内事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用している障がい者の数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます（小数点第3位以下切り捨て）。なお、雇用障がい者数の算定にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定の例によります。

（例）

	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	合計 数
重度身体障がい者の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
重度以外の知的障がい者の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
精神障がい者（短時間労働者）の数										0.5	0.5	0.5	1.5
合計													37.5

※重度身体障がい者は、1人の雇用をもって2人カウント 短時間労働者は、1人の雇用をもって0.5人カウント

ただし精神障がい者の短時間労働者は、2頁記載の算定特例あり

平均雇用障がい者数 = 37.5人カウント ÷ 12月 = 3.12人カウント（3人超）

Q 5 平均雇用労働者数によって、軽減の対象となる「雇用障がい者数の合計数」、「平均雇用障がい者数」や「軽減額の上限」が異なるのは、何故ですか。

A 5 この税制については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務と国の「報奨金」との隙間を一定埋めることを狙いとしております。この雇用義務や報奨金支給の対象となる事業主が雇用する労働者の数によって異なるため、税制においても、平均雇用労働者数によって雇用障がい者数の合計数、平均雇用障がい者数と軽減額の上限を設定したからです。

Q 6 法人事業税の軽減額は、どれくらいになるのですか。

A 6 法人事業税の軽減額は、個々の法人によって異なりますが、例えば、次のような法人の場合、軽減額は、252,000円になります。

資本金—5,000万円 業種—製造業 事務所・事業所—府内のみ

所得—1,000万円 平均雇用労働者数—83.95人

・雇用障がい者数の合計数—37.5人

・平均雇用障がい者数—3.12人

所得 400万円 × 0.35%（注） = 14,000円（軽減率適用前 140,000円）

所得 400万円 × 0.53%（注） = 21,200円（軽減率適用前 212,000円）

所得 200万円 × 0.70%（注） = 14,000円（軽減率適用前 140,000円）

（注）令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用される税率で計算しています。

492,000円 - 49,200円 = 442,800円

⇒軽減額の上限（252,000円）を超えるため、252,000円

■確認申請・お問い合わせの窓口

大阪府就業促進課 障がい者雇用促進グループ

■所在地

〒540-0031

大阪府中央区北浜東3-14

エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館 11階

■最寄駅

・京阪、地下鉄谷町線「天満橋」駅より西へ約300m

・京阪、地下鉄堺筋線「北浜」駅より東へ約500m

■電話番号

ダイヤルイン (06) 6360-9077・9078

■申告の受付・法人府民税及び法人事業税等に関するお問い合わせ窓口

府税事務所	電話番号	所在地
中央府税事務所	(06)-6941-7951	大阪府中央区大手前3丁目1番43号（大阪府新別館北館）
※大阪市内に事業所等を置く法人の府民税・事業税に関するお問い合わせは、中央府税事務所までお願いします。		
三島府税事務所	(072)-627-1121	茨木市中穂積1丁目3番43号（三島府民センタービル内）
豊能府税事務所	(072)-752-4111	池田市城南1丁目1番1号（池田・府市合同庁舎内）
泉北府税事務所	(072)-238-7221	堺市堺区中安井町3丁目4番1号
泉南府税事務所	(072)-439-3601	岸和田市野田町3丁目13番2号（泉南府民センタービル内）
南河内府税事務所	(0721)-25-1131	富田林市寿町2丁目6番1号（南河内府民センタービル内）
中河内府税事務所	(06)-6789-1221	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号
北河内府税事務所	(072)-844-1331	枚方市大垣内町2丁目15番1号（北河内府民センタービル内）